

平成29年1月23日
石巻地方広域水道企業団

水道水中の放射性物質測定結果について

水道水中の放射性物質を測定した結果、下記のとおり不検出であったことをご報告申し上げます。

したがいまして、石巻地方広域水道企業団の水道水については、安心してご利用できます。

(単位：Bq/kg)

| 採水月日 | 採取場所 (浄水場内出口水) | 放射性セシウム (セシウム 134) | 放射性セシウム (セシウム 137) |
|---------------------------------------|-------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 1月9日 | 蛇田浄水場 | 不検出 (0.6未満) | 不検出 (0.6未満) |
| 1月9日 | 大街道浄水場 | 不検出 (0.5未満) | 不検出 (0.7未満) |
| 1月6日 | 須江山浄水場 | 不検出 (0.6未満) | 不検出 (0.6未満) |
| 1月6日 | 六本木浄水場 | 不検出 (0.5未満) | 不検出 (0.6未満) |
| 1月6日 | 神取山浄水場 | 不検出 (0.6未満) | 不検出 (0.7未満) |
| 1月5日 | 相川浄水場 | 不検出 (0.5未満) | 不検出 (0.6未満) |
| 1月6日 | 原浄水場 | 不検出 (0.5未満) | 不検出 (0.6未満) |
| 1月5日 | 坊ヶ沢浄水場 | 不検出 (0.6未満) | 不検出 (0.7未満) |
| 厚生労働省が定めた水道水の管理目標値 (平成24年4月1日から適用) | | 10 (放射性セシウム 134 及び 137 の合計値) | |

※ 測定分析機関：財団法人宮城県公衆衛生協会

※ 「不検出 (0.6未満)」とは、検出下限値 (検出可能な最小値) 未満であることを意味します。